新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成18年6月 (第2回訂正分)

サムシングホールディングス株式会社

「第四部 株式公開情報」の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年6月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

〇 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成18年5月30日付をもって提出した有価証券届出書及び平成18年6月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

O 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には を付し、ゴシック体で表記しております。

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

<欄内の記載の訂正>

「計」の「株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄:「100.00(1.08)」を「100.00<u>(7.16)</u>」に訂